

氏名	もと き やす お 元 木 泰 雄
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 275 号
学位授与の日付	平 成 7 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	院政期政治史研究

(主 査)
論文調査委員 教授 大山喬平 教授 朝尾直弘 教授 金田章裕

本 論 文 内 容 の 要 旨

院政期は、院が専制的な政治を行う一方、武士勢力が台頭した時代であり、やがて保元・平治の乱や治承・寿永の内乱を経て武士政権の成立を見ることになる。こうした院政期から武士政権に至る政治史の通説は石母田正氏等によって構築された「領主制論」を基礎とするものであるが、これは貴族と武士の対立・緊張関係を基軸としており、事実上武士による貴族政権の侵食、打倒の歴史となっている。一方、近年の院政期研究では黒田俊雄氏の権門体制論の影響によって公家・寺家権門の実態解明が進んでおり、さらにそれらが鎌倉時代においても大きな勢力を持ち、中世的な性格を有していたことが明らかにされてきた。しかし、こうした研究は政治史に十分反映されておらず、現状では武士の単純な発展を基本とする領主制論的な見解が依然として主流を占めている。

本論文は、院・摂関家・寺家・平氏以下の諸権門の性格、特質を分析するとともに、かかる権門の動向・相互関係を中心として、領主制論にかわる新たな院政期の政治史を構築することを目的とするものである。全体は三章、各章ⅠからⅢの合計九節からなり、序章・付論・結語を有している。第一章では院政の成立とその特色について述べ、第二章では院政期の摂関家の動向を検討し、第三章では保元の乱から治承・寿永の内乱に至る過程を平氏政権を中心に分析した。

院政成立・定着の原因については橋本義彦氏等の研究があるが、もっぱら摂関家の外戚断絶に伴う儀式・政務の主導権の移行の経緯が説明されているに過ぎない。しかし、院政の成立・定着を可能とした背景には貴族社会の変化と院の権限の問題があった。

摂関時代の政治形態は、天皇の父系・母系の近親（ミウチ）が政治中枢を独占するもの（ミウチ政治）で、これを基礎に摂関政治が展開していた。しかし、摂関時代の後期以降、代々公卿の地位を継承する「家」が分立してミウチ政治は衰退し、政治構造が変化するに至った。このため、ミウチの中心という立場を基盤とする摂関家の権威は低下することになり、摂関家の外戚関係が崩壊すると、多くの公卿は後三条・白河の下に側近として参集し、その政権を支えることになった。とくに有能な実務官僚であった源俊

明以下の醍醐源氏や、藤原氏の小野宮流は早くから家として分立しており、彼らの一門が院の側近として政務を補佐し、院政確立に大きな役割を果たしたのである。しかし、こうした一門は政治的に大きな発言力を有するだけに、院政を掣肘する側面があり、院政確立後にはしだいに院に従順な院近臣に取って代わられることになる。(以上第一章のⅠ)

また、院政を行うことが出来たのは天皇の直系尊属(父院)に限定されていたが、摂関時代の父院は外戚・母后とともに天皇・摂関等を最終的に決定しうる権限を有していた。そして、摂関家の外戚関係の崩壊に伴って外戚・母后は消滅し、父院がかかるとする権限を独占した結果、強力な人事権を獲得し、ついには院政を確立しえたと考えられる。事実、白河院は藤原忠実を関白・摂政に任命し、彼を従属させることで政務の実権を掌握していったのである。これによって、院政を行っていたのが父院に限定された意味、院政期と前代との直接的な関係が解明され、院政を単に古代の太上天皇執政の復活とする橋本義彦氏等の通説を克服することができた。さらに、こうした立場を背景とした院は、ミウチの協議や議定を重視した摂関政治と対照的に、独裁的な性格を濃厚にしたのである。(以上第一章のⅡ)

一方、従来単純に院の寵愛に縋る成り上がり者として一括されてきた院近臣は、大国受領系と実務官僚系の二種に截然と区別される。このうち前者は、売位・売官に奔走する通説的な院近臣像と一致する存在であるが、後者は学識・実務能力に優れており、とくにその第一人者である藤原為房流は院に政務の奏上を行い政務の決裁にも関与する存在であった。そして、こうした存在の補佐を得て、院の専制も可能となったのである。信西はかかる第一人者の立場を為房流から奪取して、政権の中枢に参画し、保元の乱後に政治の主導権を握ることができたのである。さらに、彼が殺害された平治の乱は、信西一族の台頭に反発した為房流以下の伝統的な院近臣層が、藤原信頼を中心に結束して蜂起した事件であった。(以上第一章のⅢ)

院政期において大国受領系近臣がほぼ独占していた播磨守は、蔵人頭や内蔵頭、殿上人等と並ぶ高い政治的地位を有しており、「官職秘抄」によると播磨守は伊予守とともに「四位上臈」の地位として受領の最上位に位置づけられていた。この位置づけは両国の富裕さを基準としたものと考えられ、院に対する成功の事例においても両国国守が最多数を占める。しかし、鳥羽院政後期以降は知行国制の発展とともに受領任用の基準も変化していった。(以上第一章付論)

摂関家は院政の成立の前に政権を転落したものの、依然として最大の権門の一つであった。そして、院政期に入って政所・侍所という主要な家政機関が急速に拡充されていった。このうち、政所は従来知られていた家司による文書発給機能のほか、下家司の活躍を中心に荘園等から諸用途を調進する機能を有していた。こうした調進機能は受領家司の減少に伴って増大しつつあった。また、侍所は清涼殿殿上の間を模倣した場所であったが、院政期には所司の活動に代表されるように、全家政機関職員の出仕、行動を監視・督促を担当する機関となっていた。このことは、摂関家において家政機関職員に対する統制が強化されていたことを物語る。かかる家政機関の拡充は、政権から転落した摂関家が物的・人的基盤を再編しようとしていたことを意味した。(以上第二章のⅠ)

一方、十一世紀から十二世紀半ばに至る摂関家において、様々な私的制裁が行われていた。とくに十一世紀後半以降には、本来官人である家政機関職員に対し主命違背を理由に厳しい制裁である「廩下給」が

多用されるようになり、さらに十二世紀の摂関藤原忠実のもとでは、制裁の対象が興福寺僧徒・武士にも拡大され、流罪・死刑さえも行われるに至った。このことは、政権を失った摂関家が残された権能・政治勢力を強固に把握することによって政治的地位を保持しようとしたことを意味するとともに、当時の摂関家が興福寺・源平武士団を内包する新たな政治勢力である「権門」となっていたことを物語っている。すなわち、摂関家は古代的な存在から中世的な変容を遂げつつあった。また、権門としての摂関家のあり方は、職能が分化した鎌倉時代の権門とは異なり、武力や宗教的権威を含む院政期独自のものと言える。なお忠実の後継者である頼長については、橋本義彦氏等によって鬪乱を相次いで惹起したことが指摘されているが、これは単に彼の性格から生じたものではなく、かかる摂関家の内部統制の結果であった。(以上第二章のⅡ)

摂関家と密接な関係にある興福寺は院政期に度々強訴を行なったが、同寺が院と衝突した原因は、院の強引な寺司・末寺人事への介入や、寺僧に対する処罰にあった。さらにこうした紛争の背景には、僧綱昇進の人事権を掌握しようとする院が、維摩会を中心とする南都顕教系僧侶の僧綱昇進に介入を企図したことが伏在していた。これに反発する急進的な大衆が台頭し、信実以下が寺内の実権を掌握した。白河院は大衆の反発によって後退・妥協を余儀なくされたが、次の鳥羽院は武力介入も辞さない強硬姿勢に転じたため、摂関家の最高実力者忠実は大衆の掌握に努めて院と興福寺との間の融和を図った。ここに興福寺が権門としての摂関家に包摂される要因が存したのである。(以上第二章のⅢ)

以上のように政権を転落した摂関家は荘園、武士、氏寺等の私的な家産機構を基盤とする権門を形成したが、これを背景に執政の座についた頼長は権門の利害を貫徹して他権門との対立を深め、さらに鳥羽院の死去で立場が不安定となった院近臣に挑発されて保元の乱を惹起するに至った。摂関家の権門化が乱の要因となったのである。乱の結果、頼長方は敗北し、権門としての摂関家は解体され、対照的に乱で活躍した平清盛と源義朝は、強力な治天の君の不在や権門の解体によって政治的に自立し、地方武士とも一定程度連繫した「武家棟梁」化した。やがて、信西と反信西派の対立から平治の乱が勃発し、これに巻き込まれる形で参戦した清盛は、勝利の成果を独占し、軍事を担当する権門となったのである。(以上第三章のⅠ)

軍事権門となった平氏と、院政を確立した後白河院は、通説のように相互に依存する面もあったものの、同時に鋭い対立も内包していた。その原因は、院と院近臣による独裁を目指す院と、高倉天皇の外戚として平氏の家格を確立しようとする平清盛の政治構想の相違に存していた。そして、院による高倉天皇退位工作を契機として両者の対立は激化し、鹿ヶ谷事件、ついで治承三年政変による院政停止にまで発展することになる。この治承三年政変後、清盛は当初から軍事独裁を指向していたのではなく、擁立した高倉院・安徳天皇に政務を委ね、武力によって外護する体制を目指していた。しかし、以仁王挙兵以後の軍事的緊張にともなって、福原遷都の強行に見るように清盛が武力を背景に独裁を行い、結果的に軍事独裁体制が確立されるに至った。さらに、清盛は福原遷都・還都を経て荘園領主権門を統合する政策を目指していたが、こうした構想は彼の死去とともに瓦解することになる。(以上第三章のⅡ)

治承・寿永の内乱の原因は、中央政治の矛盾と大きく関係している。まず、後白河幽閉という強硬手段による平氏政権の成立は、権力中枢の分裂を招いて内乱の機運を高め、権門寺院の協力を得た以仁王の挙

兵を惹起した。その鎮圧過程において、家人のみを把握し、その他の武士団を公権力で動員しようとした平氏軍制の矛盾が顕現することになり、東国武士の一斉蜂起を招致するとともに、富士川合戦の惨敗を経て、ついに内乱を同時多発的に全国に拡大させるに至った。結局、平氏は自身と私的関係にある勢力によって国家権力を独占し、その利害を貫徹しようとしたため他権門・諸勢力との矛盾を惹起したが、ここに内乱の原因が存したのである。こうした矛盾は平氏のみの問題ではなく、保元の乱における摂関家のように、権門の台頭と他権門・諸勢力との軋轢の発生は院政期における必然的な問題であった。その意味で、治承・寿永の内乱も院政期政治構造の所産だったのである。(以上第三章のⅢ)

論文審査の結果の要旨

平安時代後期の政治史は、それに続く中世における公武の対抗関係形成の前史として、新興武士階級勃興の歴史として理解されるのが通例の見方である。こうした政治史理解を論者は「領主制論」を基礎とする武士政権成立史であるとして、これを退ける。この時代は院政が敷かれた時期として特徴づけられる。同時にまた院・摂関家・寺家あるいは平家など各権門が勢力をふるった時代でもある。近年の研究はこうした各権門の個別的な研究に力を致し、全体として「権門体制論」的な研究が多くみられるようになってきている。しかし論者はこうした研究がまだ個々ばらばらで政治史の体系的構築において不足しているとみる。本論文で論者がなしとげようとしたのは、政治史の新しい体系的理解の構築である。

論者は摂関時代の政治を天皇のミウチ政治であったとする。この時代の後期には公卿の地位を代々継承する「家」が成立しはじめ、これらの中から後三条・白河院時代に有能な実務官僚として、院の側近の家(醍醐源氏・小野宮流藤原氏)が現れ、これが成立期の院政を支える。摂関時代にあって、天皇・摂政関白の指名権を最終的に行使したのは天皇の父・母・外戚(祖父)などであったが、摂関家との外戚関係が消滅すると、天皇の父が強力な人事権を独占、とくに白河院は藤原忠実を関白・摂政に任命、これを政治的従属下におき、院政を確立したと論者は述べる。本論文の優れた点は、これまで一律に扱われてきた院近臣のなかに、売位・売官に奔走する大國受領系のそれと学識・実務能力に優れた実務官僚系(藤原為房流など)の区別があることを明らかにした点にもある。後者は真の意味で院の専制を補佐した存在であったが、保元の乱の立役者信西は為房流の地位にとって代わった人物であり、平治の乱は伝統的な院近臣層(藤原信頼ら)の巻返しの意味をもっていたとみる。こうした論者の政治把握は具体的で新知見に満ち鮮やかなものである。

院政成立によって、政治の中枢から離れた摂関家が家政機関を整備拡大し、権門としての体制を整えていったことを明らかにしたのは論者のいま一つの功績である。このような家政機関として政所における家司による文書発給の実態を示すとともに、下家司が家領荘園の経営に関与し、年貢用途の調進にあずかっていたこと、また摂関家侍所が家の全家政機関全体の職員にかかわる出仕・行動を管轄し、内裏における清涼殿殿上との間のそれと類似の機能を果たしていたこと、11世紀後半に家政機関職員に対する「私的制裁」として「廊下給」(馬屋への拘禁)が実施され、12世紀の忠実時代には、制裁の対象が家政機関職員にとどまらず、氏寺興福寺の僧徒や輩下の武士にまで拡大され、流罪・死罪さえ行なわれるに至った事実など、論者が丹念な記録・文書の読み込みによって、明らかにした事実は少なくない。

忠実・頼長父子時代の摂関家は私的権門として興福寺（宗教的権威）や源平武士（武力）などを包括する院政期独自の性格を帯びていた。興福寺では悪僧信実以下が寺内の実権を掌握し、白河院による維摩会を中心とする僧綱昇進人事への介入を阻止しようとして、院との対立を強めていたが、つぎの鳥羽院の武力介入の強硬姿勢を前に忠実は院と大衆との融和をはかり、興福寺統制に成功していた。保元の乱において頼長が組織した武力はこれをうけたもので、家領荘園・武士・氏寺を擁する権門としての摂関家の勢力であった。

乱の結果、権門としての摂関家は解体され、院と軍事権門化した平氏が対立した。治承3年の政変、治承・寿永内乱も権門の台頭と他権門・諸勢力との相互矛盾であり、院政期政治構造の所産であったと論者はいう。

本論文によって、11・12世紀の政治過程がはじめて院・摂関家・寺社などそれぞれ性格を異にした諸権門相互の政治的依存と反発の過程として叙述されうるようになった。こうした叙述に確かな史料的根拠を与えた論者の研究史上の功績は大なるものがある。ただ摂関家の刑罰をたんに「私的」なものとして扱った点は分析をやや平板なものにしており、一層の工夫が欲しい。政治という複雑な対象を広く扱っただけに個々の論点についていえばなお問題が残ることもあろう。しかしそれらは論者の今後の努力にまつべきものである。

以上、審査したところにより、博士（文学）の学位論文として価値あるものと認める。平成6年12月9日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。